

青葉・石川自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、青葉・石川自治会(以下「会」という)と称し、事務所を自治会長宅に置く。

(組織)

第2条 本会は、ひたちなか市青葉町及び石川町(以下「2町」という)の住民をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、2町住民の親睦融和を図るとともに、共同の安全と福祉の増進をもって、地域社会の向上発展に寄与することを目的とする。^[来歴]

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自治会内の親睦に関すること。
- (2) 生活及び環境の改善向上に関すること。
- (3) 文化及びスポーツの向上に関すること。
- (4) 自治会内の各種団体の育成に関すること。子供会、いきいき健康クラブ等。^[来歴]
- (5) その他第3条に掲げる目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------------------------|--|
| (1) 自治会長 | 1名 |
| (2) 副自治会長 | <u>1名,必要な場合は副自治会長を3名とする</u> ^[来歴] |
| (3) 班長 | <u>16名(青葉町5名,石川町11名)</u> ^[来歴] |
| (4) 運営委員長 | <u>会長が兼務する</u> ^[来歴] |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 書記 | <u>1名,副自治会長が兼務できる</u> ^[来歴] |
| (7) <u>監査</u> ^[来歴] | 1名 |
| (8) <u>自治会民生児童協力委員</u> | <u>民生児童委員が欠員の場合に1名</u>
<u>(自治会長の推薦 または 保険推進委員からの選任)</u> ^[来歴] |

2 自治会長, 副自治会長, 会計, 書記 及び 監査^[来歴] は総会において選出する。

3 班長は、2町の各班内で選出する。

4 運営委員は幹部役員と自治会長が必要と認める者とする。^[来歴]

(役員の仕事)

第6条 自治会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副自治会長は、自治会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

3 班長は、担当班の事業の推進にあたる。

4 運営委員長は、所属委員会の運営にあたる。

5 会計は、本会の会計事務を担当する。

6 書記は、本会の事業計画に基づく事業等を記録する。

7 監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会

第9条 総会は、本会の最高議決機関であって全会員で構成し、役員会が必要と決定したとき、及び、会員の3分の1以上の者から請求があったとき、臨時に会長が招集して開催する。

2 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改廃に関すること。
- (2) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (3) 決算及び予算に関すること。
- (4) その他自治会長が必要と認めるもの。

3 議事は、出席者の過半数で議決する。^[来歴]

第10条 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 議事は、出席者の過半数で議決する。^[来歴]

第11条 本会に、別表第1に定める運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会内の各種事業実践にあたり、その企画立案及び事業の推進を図るものとする。

3 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。^[来歴]

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 会費は、1世帯当たり年額1,200円(月額100円)^[来歴]とし、原則として6月末日までに会計に納入する。

3 会費を納入する者とは、毎年4月1日現在において、青葉・石川自治会範囲内に移住する者を対象とする。年度途中での転入者は月割りで納入、転出者はその年の会費払い戻しは行わない。

4 青葉・石川自治会会員で同一世帯での同居家族が死亡された時は、
霊前として、青葉・石川自治会長名で5,000円を支払う。(お返しは無しとする)^[来歴]

5 本会の会計は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、青葉・石川自主防災会、ひたちなか市社会福祉協議会 青葉・石川支部 の会計を一括して処理するものとする。

(役員手当)

自治会役員(副自治会長,班長,組長,会計,書記)に、下記により手当を支払う。

1 対象期間：会計年度ごと

2 支払金額：副自治会長23,500円, 会計4,000円, 書記4,000円, スポーツ指導員5,000円,
班長3,000円+72円×担当世帯数, 組長2,100円+72円×担当世帯数
(担当世帯数は10月1日現在とする),

自治会民生児童協力委員40,000円(民生児童委員弁済金総額の1/2相当)^[来歴]

副自治会長、班長、組長が兼務の場合は、上位の役職分のみで支払う。

3 支払は、総会時に過去1年分として、現職の役員に支払う。

年度途中で交代ある場合は前任者と按分する。

4 計算手当の100円未満は切り上げとする。

付則 この規約は、令和2年3月29日から施行,適用する。

別表第1 <第8条第3号による運営委員会>

運営委員会	分掌事項
1. 環境委員会 (幹部役員) ^[来歴]	社会福祉・下水の清掃・環境衛生・予防衛生・保健衛生・公害対策・交通安全・子供会・各クラブ ^[来歴] ・消費生活、その他環境に関すること。
2. 安全委員会 (幹部役員) ^[来歴]	緑の保存・道路・区画整理・都市整備・排水路・交通安全施設・防犯・防災、その他安全に関すること。
3. 文化委員会 (民生児童委員) ^[来歴]	社会教育,学校教育,その他教養に関すること。
4. 体育委員会 (スポーツ指導委員) ^[来歴]	スポーツ振興・レクリエーション,各種イベント ^[来歴] ,その他の体育に関すること。
5. 青少年委員会 (民生児童委員) ^[来歴]	青少年の健全・育成に関すること。
6. 福祉委員会 (民生児童委員) ^[来歴]	特に、高齢者、幼児の福祉に関すること。

* 上記の各委員会は、自治組織活動を行ううえで、コミュニティ推進活動との運動を前提として、組織づけしたものである。

[改定来歴]

第3条	H19(2007).03.18	安全 追記
第4条(4)	H11(1999).04.04	子供会 追記
	H22(2010).04.04	いきいき健康クラブ 追記
第5条(2)	H14(2002).03.31	[変更前]1名 → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を2名とする
	H17(2005).03.31	[変更前](上記) → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を3名とする
	H24(2012).04.01	[変更前](上記) → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を4名とする
	H26(2014).04.06	[変更前](上記) → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を5名とする
	H29(2017).04.02	[変更前](上記) → [変更後]1名,必要な場合は副自治会長を3名とする
第5条(3)	H15(2003).03.30	班長数変更
	H17(2005).03.31	班長数変更
	H20(2008).04.06	班長数変更 [変更後]9名(青葉町4名,石川町5名)
	H23(2011).04.03	班長数 [変更前](上記) → [変更後]11名(青葉町5名,石川町6名)
	H26(2014).04.06	班長数 [変更前](上記) → [変更後]12名(青葉町5名,石川町7名)
	H28(2016).04.03	班長数 [変更前](上記) → [変更後]14名(青葉町5名,石川町9名)
	R02(2020).03.29	班長数 [変更前](上記) → [変更後]16名(青葉町5名,石川町11名)
第5条(4)	H15(2003).03.30	運営委員長数 [変更前] → [変更後]5名
	R02(2020).03.29	運営委員長数 [変更前]5名 → [変更後]会長が兼務する
第5条(6)	R03(2021).03.28	[変更前]1名 → [変更後]1名,副自治会長が兼務できる
第5条(7)	H22(2010).04.04	役員名称 [変更前]監事 → [変更後]監査
第5条(8)	R03(2021).03.28	自治会民生児童協力委員 追記
第5条2	H22(2010).04.04	役員名称 [変更前]監事 → [変更後]監査
第5条4	R02(2020).03.29	[変更前]運営委員は幹部役員と自治会長が必要と認める者のほか、組長が兼務し、運営委員長は所属委員の互選により選出する。 → [変更後]運営委員は幹部役員と自治会長が必要と認める者とする。
第9条3	H21(2009).03.15	(委任状を含む) 追記
	R02(2020).03.29	[変更前]総会は、会員の2分の1(委任状を含む)の者の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数(委任状を含む)で議決する。 → [変更後]議事は、出席者の過半数で議決する。
第10条2	H21(2009).03.15	[変更前]役員会の成立条件等は、前条第3項を準用する。 → [変更後]議事は、出席者の過半数で議決する。
第11条3	R02(2020).03.29	[変更前]運営委員会にそれぞれ委員長を置き、所属委員の互選により選出する。 → [変更後]運営委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
第12条2	H28(2016).04.03	会費 [変更前]年額600円(月額50円) → [変更後]年額1,200円(月額100円)
第12条3	H15(2003).03.30	注記(年度途中での転入者は月割りで納入,転出者はその年の会費払い戻しは行わない)追記
第12条4	H29(2017).04.02	[変更前]青葉・石川自治会会員で同一世帯での同居家族が死亡された時は、霊前として、青葉・石川自治会長名で10,000円を支払う。(お返しは無しとする) → [変更後]条項削除
	R02(2030).04.01	条項追加 [変更後]青葉・石川自治会会員で同一世帯での同居家族が死亡された時は、霊前として、青葉・石川自治会長名で5,000円を支払う。(お返しは無しとする)
第12条5	H22(2010).04.04	自主防災会,社会福祉協議会支部の会計を一括して処理する旨を追記。
(役員手当)	H18(2006).03.12	スポーツ指導員手当 追記。
	H29(2017).04.02	[変更前]副会長47,000円, 会計8,000円, 書記8,000円, スポーツ指導員10,000円, 班長6,000円+144円72円×担当世帯数, 組長2,100円+144円72円×担当世帯数 → [変更前]副会長23,500円, 会計4,000円, 書記4,000円, スポーツ指導員5,000円, 班長3,000円+144円72円×担当世帯数, 組長2,100円+144円72円×担当世帯数
	R03(2021).03.28	自治会民生児童協力委員手当 追記
別表第1	H19(2007).03.18	安全委員会 分掌事項修正
	H19(2007).03.18	福祉委員会 追加
	R02(2020).03.29	各運営委員会に、主体となる役員を追記。
	R02(2020).03.29	環境委員会分掌事項修正 [変更前]老人クラブ → [変更後]各クラブ
	R02(2020).03.29	安全委員会 [変更前]緑の保存・道路・橋梁・区画整理・都市整備・排水路・交通安全施設・防犯・防災、その他安全に関する事。 → [変更前]緑の保存・道路・区画整理・都市整備・排水路・交通安全施設・防犯・防災、その他安全に関する事。
	R02(2020).03.29	文化委員会 [変更前]社会教育,文化財,集会所,生活学級,婦人会,青年会,PTA,学校教育,その他教養に関する事。 → [変更後]社会教育,学校教育,その他教養に関する事。